

医療領収書について

平成21年4月受付から提出された領収書はお返しできませんので、控えが必要な方はあらかじめご自身でコピーをとり原本を添付するか、医療費助成申請書に医療機関で証明を受けたものを提出してください。なお、医療費助成を受けたものは確定申告の医療費控除の対象にはなりませんのでご注意ください。

子ども医療費受給資格者証について

受給資格登録をしていない方や受給期間が終了している方は、手続きが必要となりますのでご注意ください。

- ・ 小学校5年生以上中学校3年生までの保護者の方へ
登録手続きが必要です。「子ども医療費受給資格登録申請書」を3月下旬に郵送しました。申請書に記入押印の上必要書類を添付し、期日までに市役所へ送付申請してください。確認後、受給資格者証を郵送します。
- ・ 小学校4年生までの既に登録のある保護者の方へ
4月下旬に受給期間延長後の受給資格者証を郵送しますので、ご確認ください。



医療費助成担当部署が移転しましたので、お問合せの際は間違えないようご注意ください。

下野市役所 社会福祉課（石橋庁舎内） ☎0285（52）1112

助成申請書は従来どおり3庁舎で受付します。

郵便物は全て総務課を経由し各課へ配送されるので、返信用封筒などは従来どおりご利用ください。

国民年金だより

問い合わせ先
市民課 ☎（40）5556
栃木社会保険事務所 ☎0282-22-6074、4134

■平成21年度の年金額について

厚生労働省は昨年(2009年)の全国消費者物価指数の変動率等からみて、平成21年度の年金額を据え置くことを発表しました。老齢基礎年金は、昨年同様、年額792,100円(40年間納付の満額の場合)となります。

	平成21年度年金額(月額)	備 考
国民年金(老齢基礎年金:1人分)	66,008円	20年度と同額
国民年金(老齢基礎年金:夫婦2人分)	132,016円	
厚生年金(夫婦2人分の基礎年金を含む標準的な年金額)	232,592円	

厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬36万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

■平成21年度の国民年金保険料について

	1か月分		6か月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 ・ 納付書による現金納付 ・ 翌月末振替の口座振替	14,660円	-	87,960円	-	175,920円	-
毎月振替<早割> ・ 当月末振替の口座振替	14,610円	50円	87,660円	300円	175,320円	600円
6か月前納(現金納付)	-	-	87,250円	710円	174,500円	1,420円
6か月前納(口座振替)	-	-	86,960円	1,000円	173,920円	2,000円
1年前納(現金納付)	-	-	-	-	172,800円	3,120円
1年前納(口座振替)	-	-	-	-	172,230円	3,690円

一部納付(一部免除)されている方は「毎月納付(翌月末振替)」のみのご利用となります。

口座振替での納付には、事前の申し込みが必要です。申し込みをしてから振替が開始されるまで2か月程度かかります。 栃木社会保険事務所、または金融機関へお早めにお申し込みください。

既に口座振替での1年前納をお申し込みいただいている方は、あらためてお申し込みをいただく必要はありません。

現金納付での前納は、2か月分からいつでも可能です。 栃木社会保険事務所へお申し込みください。